

文部科学大臣 様

実験・実習教育の充実と「実習助手」制度改革を求める全国署名

子どもたちにとって必要な基礎学力や科学的認識、体験あるいは体感によって技術や技能を身につけることは重要なことです。充実した実験・実習教育がおこなわれることは、子どもたちの探究心、思考力、判断力、豊かな表現力を養うために必要不可欠なことであり、学校での実験・実習教育が果たす役割は大きなものとなっています。また、改訂学習指導要領による観点別評価の導入により、実験・実習の授業が増加している現状があります。

しかし今、実験・実習教育に関する施設・設備をはじめ、授業に必要とされる実験装置や器具などを整備、更新するための教育予算については、まだまだ充分に保障されていない状況となっています。また、実習教員は教諭と協力して実験・実習教育に携わっていますが、全ての学校種において教員不足が深刻な社会問題となる中で、実習教員も例外ではなく、専門職としての経験や知識の蓄積、技術の継承に困難をきたしている現状があります。

実習教員は教育職であり、現行制度の下において文部科学省は、「実習助手は必要な職種」「教科にかかわって教諭を助ける以外に職務内容の制約はない」と回答しているにもかかわらず、学校現場では職名「実習助手」の「助手」が強調され、職務内容の解釈に相違が生じてしまい、子どもたちの教育活動に携わる上で様々な制約をかけられ補助的業務に位置づけられています。長年にわたり放置されてきたこれらの矛盾を解消するためには、現行の「実習助手」制度を改善するべきです。

私たちは以上の観点に立ち、どの子にも充実した実験・実習教育がおこなわれるよう、また「実習助手」の地位向上が実現されるよう、下記事項を強く要請します。

記

- 一．ゆきとどいた実験・実習教育実現のため、高等学校設置基準及び特別支援学校設置基準の「・・・必要に応じて相当数の実習助手を置くものとする」規定を、「置かなければならない」にすること。
- 一．実験・実習を伴う全ての教科で、実験・実習が少人数（グループ単位）でおこなえるよう、「実習助手」も含めて教員全体の「標準法」を改善すること。
- 一．実験・実習のための予算整備、及び施設・設備を整備すること。
- 一．学校教育法第60条4項の「実習助手」の職名を「助手」ではなく「教諭」を含む職名に改正すること。
- 一．教員免許法認定講習等により高等学校一種免許状を取得した「実習助手」の「教諭」任用を促進するよう、各都道府県委員会に促すこと。
- 一．現行「実習助手」制度を改正し、教諭一元化にすること。そのため、学校教育法、高等学校設置基準、高校標準法など、関連諸法規の改正をおこない、職種間で生じている矛盾をなくし、共同した学校づくりへの参画と教育活動ができるようにすること。

住 所

団 体 名

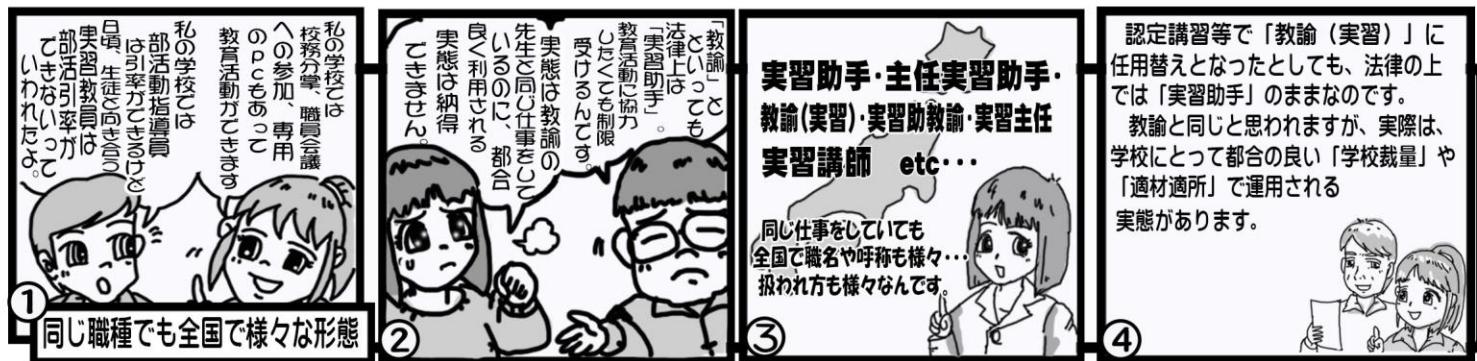
代 表 者

2024年1月31日締切

取り扱い団体 全日本教職員組合・教組共闘連絡会・全国高校組織懇談会

()

矛盾した教育現場をよくするために改善を求めよう!



文部科学省は「各学校の実情に応じて配置をお願いしている」と答弁しますが、現実は違います。専門性を生かした配置や配慮が無いばかりか、技術の専門性を磨くことや継承ができない職場環境が全国的に多々あります。人事異動によって「マイナス人事だった」との報告も多々あります。また近年、ICT教育に対応すべく、メンテナンス等の業務に充てられる事例が増えています。また教育予算の減額によって全国的に実験・実習教育が衰退してきています。「五感」を使った学びは、子どもたちの成長において大切な要素です。豊かな実験・実習教育を守っていきましょう。



職務規定では「実験または実習について、教諭の職務を助ける」とあり、実験・実習の教科のみに関わって助けるとされています。

しかし、この「教諭の職務を助ける」、「助手」という言葉から、教育委員会や管理職、職場の教員、生徒や訪問した企業先などから恣意的、あるいは狭義的に解釈され、補助的業務に位置づけておくべき「職種」と誤った判断により差別的扱いを強いられています。

だから制度改革が必要なんです

教育環境や条件が刻々と変わる今日「どの子にもゆきとどいた教育」の充実に向けて!

こういった声が寄せられています！



署名にご協力ください！

